

輪島市監査公表第 12 号

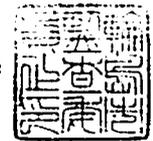
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年3月5日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年2月8日（金）教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 各補助事業においては、輪島市補助金交付規則に基づいて執行し、各公民館への指導も徹底されるよう留意されたい。
- 図書館利用者の安全対策のため、各種災害等に備えてマニュアルを作成し、避難誘導訓練を実施されることも検討されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。